

基礎確立シ今々電燈料金ノ値下ヲナサレトスルノ好  
況ニ至レルニモ不拘我等従業員ノ労働條件ノ取  
扱ノ上ニモ待遇ノ上ニモ更ニ改善セラルル所ナク  
諸物價ノ低落リ名ノミニシテ生活ニ要スル日用  
品ノ小賣値段ハ強ント低下スル所ナク我等ノ  
生活状態ハ絶ヘス不安ニ散散ハレワ、アル現状ニ  
鑑ミ電業員組合一同協議ノ結果比ノ際尤記  
十四ヶ条項ヲ要求スルノ止ムヲ得サルニ至レリ

### 要求條項

- 一 電業員組合ノ団体交渉權ヲ確認スルコト
- 二 現在會社ノ經營スル給品部ヲ廢止シ九記條  
件ノ下ニ購買部ヲ新設スルコト

- (イ) 會社ノ直營事業トシテ日用品購買部ヲ設置スルコト
- (ロ) 購買部事業ニ従事ス(キ)委員並ニ役員ハ電業員  
組合ニリモ任命スルコト
- (ハ) 購買部ニ於ケル物品ノ販賣方法ハ全部原價ヲ以テ  
シ掛賣制度トナスコト
- (ニ) 購買部ニ要スル一切ノ經營ハ會社ノ負担トスルコト
- 三 従業員ニシテ陸海軍兵籍ニアルモノニ對シテハ九記ノ  
取扱ヲナスコト
- (イ) 現役ニ採用セラレタル者ハ入營若クハ入團後ニ  
週召ハ欠勤者トシテ認メサルコト
- (ロ) 入營入團決定シテ退職シタルモノニ對シテハ其ノ  
勤続年數ニ應ジ一月ニ對シ二日ノ割合ヲ以テ  
日給ヲ積算シタル金額ヲ給與スルコト